

令和7年度第1回相模原市公募公債（10年債） 潤水都市さがみはら債

ご購入の際は必ず取扱金融機関でお渡しする契約締結前交付書面等をよくお読みください。

名 称 令和7年度第1回相模原市公募公債（愛称名 潤水都市さがみはら債）
販売期間 令和7年10月9日（木）～22日（水）
購入対象者 原則制限はありません。個人・法人どなたでもご購入いただけます。
（詳しくは各取扱金融機関へお問合せください。）
購入単位 額面1万円から1万円単位で購入可能
※ご購入の際は、購入対価のみをお支払いただきます（手数料や諸費用は不要）。
利 率 固定利率（令和7年10月8日（水）午前中に決定予定）
（利率決定日の直近の10年利付国債の利回りを参考に設定する予定です。）
利払い日 毎年3月20日と9月20日の年2回
償還日 令和17年9月20日（木）（10年満期）
発行総額 100億円
発行日 令和7年10月28日（火）
発行者 相模原市

マル優・特別マル優

身体障害者手帳の交付を受けている人や寡婦年金の受給者などが利用できます。

【申込みの際の注意事項】

- 本債券は満期償還前に売却することができますが、債券の価格は市場金利の変動により上下しますので、償還前に売却する場合には、お受取金額が投資元本を割り込むことがあります。
- 発行者（相模原市）の信用状況の悪化及び発行者に対する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
- この市債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 本債券を証券会社以外で購入いただいた場合は、投資者保護基金の対象となりません。
- 市債の利子、譲渡損益等は課税の対象となります。
- 利払時期には、買取・中途換金のできない期間があります。
- ご購入の際は、契約締結前交付書面等をお渡ししますので、よくお読みいただき、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、ご購入は必ずご本人が取扱金融機関で手続きしてください。市債の商品性・リスク等についてご理解いただけない場合は、ご購入をお断りすることがあります。
- いったん約定が成立したお取引の取消や内容の変更のお取扱につきましては、金融機関によって異なりますので、事前に取り扱金融機関にご確認ください。
- 個人のご購入に関しては、利子、譲渡益、償還差益について20.315%の申告分離課税となり、譲渡益、償還差益については原則申告が必要です。なお、利子、譲渡損益、償還差益は、上場株式等の利子、配当金、譲渡益等との損益通算が可能です。
法人のご購入に関しては、利子、売却益、償還差益について、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
- 口座開設、マル優の申告等を行う場合は、マイナンバーの提示をしていただく場合があります。

法人・大口のお取引の取扱金融機関や制度等については、相模原市財政課（042-769-8216）までお問合せください。

お申込みの際は、「潤水都市さがみはら債（10年債）取扱金融機関」（別紙）をご覧の上、直接、窓口販売を行う金融機関へお申込みください。

（販売期間内であっても売り切れる場合がございます。お早めにお申込みください。）